

⑥ 国民健康保険・後期高齢者医療について

1 国民健康保険制度

日本では、外国の人を含む、すべての住人が、健康保険に入ることになっています。(国民皆保険制度)

健康保険のひとつである国民健康保険は、病気やけがをしたときに、医療費の一部を払えば、医者に診てもらえる仕組みです。

小郡市に住んで、職場の健康保険に入っていない人は、すべて国民健康保険に入らないといけません。

国民健康保険に加入の手続きをしてください。

国民健康保険に加入できない人は、次の人たちです。

(a) 旅行者や日本で生活する期間が3か月より短い人、
外交官

(b) 職場の健康保険に加入している人

国民健康保険に加入すると、健康保険証がもらえます。保険証は病院へ行くときに必要です。大切に取り扱いましょう。

国民健康保険に、加入した人は収入に応じて、国民健康保険税を払わないといけません。これは、みなさんの医療費に使われるお金になりますので、決められた日までに必ず払ってください。

国民健康保険では、次のように、お金をもらえる仕組みもあります。

(a) 子どもが生まれたとき(出産育児一時金)

(b) 死亡したとき(葬祭費)

また 病気や けがを 治すための 治療で、病院などに 支払う お金がある一定の 金額を超えた 場合は、申し込めば 高額療養費として、お金がかえ返ってくる 仕組みもあります。

次の 項目に 当てはまる 人は、14日のうちに 国民健康保険をやめる 手続きをして、国保年金課に 保険証を 返さなければなりません。

- (a) 職場の 健康保険に入ったとき
- (b) 小郡市から 引っ越すとき
- (c) 日本から 違う国へ 出国するとき
- (d) 死亡したとき

2 後期高齢者医療制度 について

小郡市に 住んでいる 75歳以上(一定の 障がいがある人は 65歳以上)の 人は、後期高齢者医療に 加入します。

これは 国民健康保険とは 違う 仕組みですが、安く 医者に 診てもらえる という点では 同じような もの です。

小郡市役所 国保年金課

☎0942-72-2111

ねんきん しょうがいしゃてちよう しょう しゃいりよう
⑦ 年金・障害者手帳・障がい者医療について

ねんきんせいど
1 年金制度

ねんきんせいど こうれいしゃ しょう ひと かぞく
年金制度は、高齢者や、障がいがある人、家族が

しぼう ばあひ 場合、それぞれ 今まで 積み立てられて いた

かね ねんきん わた 家庭の 生活を 安定させる ことを

もくてき
目的としています。

ねんきん こくみんねんきん こうせいねんきんほけん こくせき かんけい
年金には、国民年金や 厚生年金保険があります。国籍に 関係な

く、外国人であつても 日本に住んでいる 20歳以上で 60歳より

若い すべての 人が 公的年金制度に入らないといけません。

こくみんねんきん かにゆう こくほねんきんか てつづ
国民年金の 加入は 国保年金課で 手続きしてください。

ねんきん つぎ
年金には 次のような 種類があります。

ろうれいき そねんきん ほけんりよう ねんいじよう おさ ひと
(a) 老齢基礎年金：保険料を 10年以上 納めた人が、
65歳になった ときもらえる。

しょうがい き そねんきん いっぺいきかん いじよう ほけんりよう おさ
(b) 障害基礎年金：一定期間 以上 保険料を 納めるか
めんじよ ひと びようき けがで いっぺいいじよう しょう
免除されている人が 病気や けがで 一定以上の 障がい
が残った ときもらえる。

いぞく き そねんきん こくみんねんきん かにゆうちゆう ろうれい
(c) 遺族基礎年金：国民年金の 加入中 または 老齢
基礎年金を もらう 資格がある人が 死亡した とき もらえる。
しぼう ひと せいけい いじ さい
(死亡した 人に 生計を 維持されていた 18歳 までの子が
いる 配偶者、または 18歳までの 子がもらえます。)

ねんきん
年金を もらうには、一定の 条件がありますので、詳しくは 国保
ねんきんか き
年金課で 聞いてください。

また、6か月 以上、国民年金の 保険料を 納めた人で、年金を 受
けることが できない 外国籍の 市民が、帰国などで 保険を もらえ

る資格をなくしたときは、帰国後2年までに申し出れば、国民年金を抜けたことにより納めたお金が一部もどってきます。

国民年金については

小郡市役所 国保年金課 ☎0942-72-2111

厚生年金については

久留米年金事務所 ☎0942-33-6206

2 障害者手帳制度について

身体的、知的、精神的な障がいのある人は、医師の診断などで次のような障害者手帳をもらうことができます。障害者手帳をもらいと、病院にかかる場合などで、各種サービスが利用できるようになります。

・身体障害者手帳 ・療育手帳 ・精神保健福祉手帳

小郡市役所 福祉課 ☎0942-72-2111

3 (重度)障がい者医療について

病気やけがで一定以上の障がいが残ったら、病院で払うお金が少なくてすみます。

ただし、給与の額などの条件によってはもらえないこともあります。

小郡市役所 国保年金課 ☎0942-72-2111

⑧ 介護保険制度について

介護保険は、起き上がれないで寝たまま動けない体になり、介護や日常生活の支援が いるようになった場合に、必要な介護サービスが利用できる仕組みです。

3か月を超えて日本で暮らす40歳以上の人は介護保険に加入することになります。(ただし、65歳より若い人は日本の公的医療保険に加入していることという条件があります。)

介護サービスを利用するためには、要介護認定(介護が必要であると認められること)を受けることが必要です。希望する人は、長寿支援課に申し込んでください。

原則として30日以内に、介護サービスが受けられるか、受けられないかの結果をお知らせします。

要介護認定では、介護がどれくらい必要か(要介護度)を判定します。要介護度により、在宅サービスを受けるためのお金の額や施設に入った場合のサービスの金額が違ってきます。

- 1 利用する人、または家族は、介護保険のサービス利用額の10%または20%または30%を払います。
- 2 10%または20%または30%でも、支払額が高くなりすぎる場合は、高額介護サービス費がもらえます。
- 3 利用できる金額を超えるサービスを受けたときは利用者またはその家族が支払うことになります。

介護サービスには、次のような内容があります。

(a) 在宅サービス

- ・訪問介護
- ・通所介護
- ・通所リハビリテーション
- ・短期入所サービス(ショートステイ)
- ・福祉用具の貸与・購入や住宅の改修
- ・それ以外のサービス

(b) 施設サービス

- ・特別養護老人ホーム
- ・老人保健施設
- ・介護療養型医療施設
- ・介護医療院

(c) 地域密着型サービス

- ・小規模多機能型居宅介護
- ・認知症対応型共同生活介護(グループホーム)
- ・認知症対応型通所介護
- ・定期巡回・随時対応型訪問介護・看護
- ・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- ・看護小規模多機能型居宅介護
- ・地域密着型通所介護

介護保険料は、みなさんの介護の費用に使われるお金になります。65歳より年上の人は、収入などに応じて保険料が

きめられます。40歳より年上で65歳までの人は、加入している
公的医療保険の保険料の一部として納めることとなります。

おごおりしやくしょ ちょうじゆしえんか ☎0942-72-2111
小郡市役所 長寿支援課

